

第7号様式

里山林整備事業の実施に関する協定書

神石高原町を甲とし、〔森林所有者氏名〕を乙として、甲と乙は、甲が実施する里山林整備事業（以下「事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、事業の円滑な遂行と、事業地の里山林等（以下「対象里山林」という。）を適切に維持管理していくことを目的とする。

（期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（対象区域）

第3条 この事業の実施対象地は、別添図のとおりとする。

（事業実施）

第4条 事業の実施にあたっては、乙は甲に協力し、円滑な事業執行に務めるものとする。

（実施後の管理等）

第5条 事業完了後は、甲と乙が協力して適切な維持管理を実施するとともに、乙は利用促進にあたって、県民が親しみ利用できるよう協力するものとする。

2 乙は、協定期間中は、対象里山林を皆伐、または森林以外の用途に転用しないものとする。

3 乙は、対象里山林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決にあたるものとする。

（災害等による損害）

第6条 事業の実施中に、火災、天災その他甲の責めに帰し得ない事由により、対象里山林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 事業実施によって、対象里山林の林相が著しく変化、または立木その他に損害が生じた場合であっても、甲はその責任を負わない。

（協定の継承）

第7条 協定の期間中に対象里山林の所有権移転又は貸借する場合には、乙は、所有権を取得する者又は貸借を受ける者に対してこの協定の継承を促すものとする。

（事業の表示板）

第8条 乙は、事業を行ったことを示す表示板を設置することについて、甲から申し出があった場合は、その設置を容認するものとする。

(特別な事情による協定の失効)

第9条 次の各号に掲げる場合は、この協定の全部又は一部はその効力を失う。

(1) 対象里山林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責めに帰さない事由により対象里山林の全部又は一部が滅失したとき。

(疑義の決定)

第10条 この協定に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めがない事項で必要がある場合については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所 神石郡神石高原町小畠 2025 番地  
氏名 神石高原町長 入江 嘉則 印

乙 住所  
氏名 印

第8号様式

里山防災林整備事業の実施に関する協定書

神石高原町を甲とし、〔森林所有者氏名〕を乙とし、〔地域住民組織等〕を丙として、甲と乙と丙は、甲が実施する里山防災林整備事業（以下「事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、事業の円滑な遂行と、事業地の里山林等（以下「対象里山林」という。）を適切に維持管理していくことを目的とする。

（期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（対象区域）

第3条 この事業の実施対象地は、別添図のとおりとする。

（事業実施）

第4条 事業の実施にあたっては、乙と丙は甲に協力し、円滑な事業執行に務めるものとする。

（市町の責務）

第5条 甲は、この協定の目的を達成するため、乙及び丙に対して対象里山林の森林管理に必要な助言及び情報の提供に努めなければならない。

（森林所有者の責務）

第6条 乙は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 乙は、事業実施及び施業に伴う地形、林相変化に同意するものとする。
- (2) 乙は、事業により設置された構造物等の所有権を保有するものとする。
- (3) 乙は、地域住民等が、森林管理のための巡視や維持管理作業を行うことを容認するものとする。
- (4) 乙は、この協定により事業を行った対象里山林を皆伐しないものとする。
- (5) 乙は、この協定により事業を行った対象里山林を森林以外の用途に転用しないものとする。
- (6) 乙は、対象里山林の公益的機能が持続的に発揮できるよう適切な森林管理に努めるものとする。
- (7) 乙は、対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立てがあった場合、その処理解決にあたるものとする。

(地域住民組織の責務)

第7条 丙は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 丙は、地域住民等が巡視等を行うことにより自らが、対象里山林の状況や災害の危険性を把握する活動を行うものとする。
- (2) 丙は、対象里山林の公益的機能が持続的に発揮できるよう維持管理作業を行うなど適切な森林管理に努めるものとする。

(森林所有者の協力)

第8条 乙は、甲が調査研究のため対象森林に調査地の設定及び立入り等を申請した場合、協力するものとする。

- 2 乙は、甲及び丙が対象里山林を森林の体験活動又は各種学習等に使用することを申請した場合、協力するものとする。

(災害等による損害)

第9条 事業の実施中に、火災、天災その他甲の責めに帰し得ない事由により、対象里山林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

- 2 事業実施によって、対象里山林の林相が著しく変化、または立木その他に損害が生じた場合であっても、甲はその責任を負わない。

(協定の継承)

第10条 協定の期間中に対象里山林の所有権移転又は貸借する場合には、乙は、所有権を取得する者又は貸借を受ける者に対してこの協定の継承を促すものとする。

(事業の表示板)

第11条 乙は、事業を行ったことを示す表示板を設置することについて、甲から申し出があった場合は、その設置を容認するものとする。

(特別な事情による協定の失効)

第12条 次の各号に掲げる場合は、この協定の全部又は一部はその効力を失う。

- (1) 対象里山林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責めに帰さない事由により対象里山林の全部又は一部が滅失したとき。

(疑義の決定)

第13条 この協定に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めがない事項で必要がある場合については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所 神石郡神石高原町小畠 2025 番地  
氏名 神石高原町長 入江 嘉則 印

乙 住所  
氏名 印

丙 住所  
氏名 〔住民組織名〕  
代表者 印